

元離宮二条城条例の一部を改正する条例(平成25年11月11日京都市条例21号)(文化市民局元離宮二条城事務所)

元離宮二条城条例について、次のとおり必要な事項を定めることとしました。

- 1 元離宮二条城においては、小学校の児童、中学校の生徒、高齢者、障害のある方等が広く文化に触れる機会を設け、これらの方の社会参加の促進を図るため、入城料を免除する運用を行ってきましたが、この運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現します。
- 2 公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生が利用することができる京都市キャンパス文化パートナーズ制度の対象者に係る入城料を100円と条例に定めます。
- 3 元離宮二条城における文化財等の保護の観点から、施設及び庭園の維持又は管理を行うため、閑散期に当たる1月、7月、8月及び12月において、火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」といいます。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)を休城とする運用を行ってきましたが、この運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現します。

なお、元離宮二条城の開城時間及び休城日については、これまで施行規則で定めていましたが、他の公の施設の条例との整合性を図るため、条例に規定することとしたものです。

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。

元離宮二条城条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第21号

元離宮二条城条例の一部を改正する条例

元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市元離宮二条城条例

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1項中「元離宮二条城(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「つど」を「都度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生(別に定める手続を行った者に限る。)については、入城料を100円とする。

第2条に次の2項を加える。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入城料及び観覧料等を徴収しない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入城料を徴収しない。

(1) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)に在学する児童

(2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)に在学する生徒

(3) 小学校、中学校、高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)又は高等専門学校が行う団体入城の引率者

(4) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者

(5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (7) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (9) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (10) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者
 - (11) 第4号から前号までに掲げる者(第4号に掲げる者にあつては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)
 - (12) 二条城に入城する者に同行して、これを案内する業務に従事する者
- 第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(開城時間及び休城日)

第2条 元離宮二条城(以下「二条城」という。)の開城時間及び休城日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開城時間 午前8時45分から午後5時まで

休城日 1月、7月、8月及び12月の火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日まで

別表中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同表備考1中「、学齢に達しない者」を削り、同備考3から6までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局元離宮二条城事務所)